

令和2年第2回臨時会

一宮町議会会議録

令和2年5月8日開会

令和2年5月8日閉会

一宮町議会

令和 2 年第 2 回一宮町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月8日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	2
開議の宣告	2
議会運営委員会委員長の報告	2
議事日程の報告	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
日程の追加	3
小林正満君の議員辞職の件	4
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
閉会の宣告	13
署名議員	15

第 2 回 臨 時 町 議 会 （ 第 1 号 ）

5 月 8 日 （ 金 ）

令和2年第2回一宮町議会臨時会会議録 (第1号)

令和2年5月8日招集の第2回一宮町議会臨時会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川	城	茂	樹	2番	内	山	邦	俊	
3番	小	関	義	明	4番	大	橋	照	雄	
5番	小	林	正	満	6番	鶴	沢	清	永	
7番	鶴	沢	一	男	8番	藤	乗	一	由	
9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳	
11番	志	田	延	子	12番	森		佐	衛	
13番	鶴	野	澤	一	夫	14番	小	安	博	之

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町	長	馬	淵	昌	也	副	町	長	川	島	敏	文						
教	育	長	藍	野	和	郎	総	務	課	長	秦	和	範					
企	画	課	長	渡	邊	高	明	福	祉	健	康	課	長	森	常	磨		
都	市	環	境	課	長	土	屋	勉	産	業	観	光	課	長	田	中	一	郎
子	育	て	支	援	課	長	中	山	栄	子								

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事 務 局 長 諸 岡 昇 書 記 関 谷 智香子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

追加日程第一 小林正満君の議員辞職の件

日程第三 議案第1号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定について

開会 午前10時05分

◎開会の宣告

○議長（小安博之君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただき、誠にご苦労様でございます。

緊急事態宣言が発令され1か月となりますが、いまだに収束が見えない状況であり、さらなる延長となりました。

町民の皆様には、大変なご不便、そしてストレスも高まりつつあると思いますが、皆さんが一致団結して、この困難を乗り越え平穏な日常を取り戻さなければなりません。

そのためには、不要不急の外出を自粛し、こまめな手洗いなど、引き続き感染症対策に努めていただきたいと思います。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

ただいまから令和2年第2回一宮町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小安博之君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小安博之君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本臨時会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本臨時会に提案されるものは、令和2年度の一般会計補正予算1件のみであります。

よって、会期につきましては本日1日といたしたいと思います。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わりといたします。

以上です。

○議長（小安博之君） どうもご苦労さまでございました。

◎議事日程の報告

○議長（小安博之君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してございます。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小安博之君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

3番、小関義明君、4番、大橋照雄君、以上、両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（小安博之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（小安博之君） 次に、先ほど、小林正満君から議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。小林正満君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。したがって、小林正満君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議長（小安博之君） 会議を再開いたします。

◎小林正満君の議員辞職の件

○議長（小安博之君） 追加日程第1、小林正満君の議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、小林正満君の退場を求めます。

（5番 小林正満君退場）

○議長（小安博之君） 職員に辞職願を朗読させます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 諸岡議会事務局長。

○事務局長（諸岡 昇君） それでは、辞職願を朗読させていただきます。

一宮町議会議長、小安博之殿。

令和2年5月8日、一宮町議会議員、小林正満。

辞職願。

この度、一宮町長選挙出馬する予定により、議員辞職したいので許可されるよう願います。

以上でございます。

○議長（小安博之君） お諮りいたします。小林正満君の議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。したがって、小林正満君の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第3、議案第1号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） 議案第1号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定について説明いたします。

議案つづりの2ページをお願いいたします。

令和2年度一宮町の一般会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億1,752万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,352万9,000円とする。

第2条、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということでございます。

内容につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

9ページの説明欄で説明いたします。

まず、一番上、交通安全対策事業でございます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、4月25日から行っている一宮海岸周辺道路通行止めに係る警備委託料145万8,000円でございます。通行止め実施に当たりまして警察と協議したところ、1か所について警備員を配置することを指示されたことから委託するもので、6月30日まで67日間の実施を予定しております。4月25日から5月8日まで、本日までの委託につきましては、緊急を要したため予備費を流用し、5月9日、明日から6月30日までの53日分の委託料について補正するものでございます。

次に、特別定額給付金給付事業につきましてですが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済対策として、住民1人につき10万円を特別定額給付金として給付するもので、職員手当をはじめ事務費分が1,655万4,000円、給付費分12億3,880万円、合わせて12億5,535万4,000円を補正するものでございます。財源につきましては、全額国の補助金でございます。

次に、町長選挙費につきましては、こちらも新型コロナウイルス感染拡大防止対策として実施するものでございますが、投票所での鉛筆、これは今まで投票所の記載台に鉛筆を備え付けておりましたが、今回の選挙につきましては、選挙人の方に1本ずつ鉛筆をお配りするということで、鉛筆7,500本分の購入、そのほかウイルス対策用品など消耗品17万2,000円、投票所におけるコロナ対策について周知するための新聞折込手数料1万3,000円、それから期日前投票所を中央公民館に変更したことに伴う入り口の段差解消用のスロープ10万円、合わせて28万5,000円を補正するものでございます。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業でございますが、児童手当受給世帯に子供1人当たり1万円を給付するもので、職員手当ほか事務費92万4,000円、給付金分1,530万円、合わせて1,622万4,000円を補正するものでございます。こちらの事業も財源は全額国の補助金でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

感染症対策事業につきましては、町内で初めてコロナウイルスの陽性者が確認された4月3日、それから緊急事態宣言が発令された4月7日に問合せ等の対応ために残った職員がお

りまして、そちらの時間外勤務手当36万4,000円を補正するものでございます。

次に、新型コロナウイルス対策中小企業支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人事業者を含む中小企業に対する給付金4,000万円と事務費を合わせて4,016万9,000円を補正するものでございます。

続きまして、災害対策事業につきましては、避難所において、災害時避難所において使用する段ボール製の仕切り、これを購入する費用367万5,000円を補正するものでございます。この仕切りにつきましては、1部屋当たり2メートル四方を高さ1.5メートルの壁で区切る1セット10部屋分を130セット購入するものでございます。新型コロナウイルス感染症収束が見えない状況で災害が発生した場合、避難所での密を避けるために使用するものですが、収束後も避難者のプライバシー確保に活用できると考えております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金12億5,535万4,000円につきましては、特別定額給付金給付事業補助金でございます。

2目民生費国庫補助金1,622万4,000円につきましては、子育て世帯への臨時特別給付事業補助金でございます。

そして、21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金4,595万1,000円につきましては、その他の事業に対する支出の財源に充てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗です。

中小企業向けの給付金、町独自の給付金についてお伺いしたいのですが、これは県の事業内容に準ずるとのことなので、県では今年の1月から7月の間の任意の一月の売上に対してということで、経済センサスから抜き出したものということなんですが、それで一宮町の場合400件ということを見ただけでは、私の感じとしてはかなり多くの方にセーフティネットとして枠を広げてという考え方だろうと、できるだけ漏れがないようにという考え方だろうというふうに思うんですが、私としては反対するものではなくて、賛成するために根拠をきちんと説明していただきたいという意味で3点お聞きしたいんですが、1つ目です

けれども、この400件という内容、対象事業者がどういうものなのか、要するにその内容、業態ですとか営業の仕方について、どの程度町では把握された上で400件としているのかというところをお聞きしたいです。青色申告をされている方だけではこの数には到底ならないと思いますので、その辺のところをまずお聞きしたい。個人のフリーの方もいらっしゃると思います。

それと、2つ目ですけれども、この対象となる方の住所、所在地、営業の所在地、あるいは住所ということに関してなんですけれども、例えば一宮にお住まい、でも、他の自治体で事業をしているフリーの方という方がもしいらした場合には、一宮で給付金を受けて、もしこの自治体でも給付金制度があった場合には、そちらでも給付金を受けているというケースもあり得るのではないかと、セーフティーネットとしてはそれは別にいいじゃないかという考え方もあるかもしれませんが、場合によっては不公平じゃないかというご意見も出たりする可能性もあると思います。その辺のところ対象の方のことをどの程度把握して進めるのかということについてお伺いしたい。2つ目です。

3つ目は、対象とする期間なんですけれども、ここでは県に準ずると1月から7月ということですが、例えば7か月間というふうに考えますと、一宮の場合、恐らく1月、あるいは2月もほとんど影響がないという方が多かった可能性が、特に1月ですね、あると思います。これをセーフティーネットとして、できるだけ枠を広げるという考え方であれば、一宮の場合、海に関わる、そういう方、外からいらっしゃる方を対象とする事業というものもたくさんあるわけですから、むしろ2月から8月、あるいは3月から9月、あるいは国の制度なんかの場合には今年いっぱいというふうにあるものもありますね。ですから、そういうふうにむしろ枠を広げて考えたほうがよかったんじゃないか。といいますのは、オリンピック開催を受けまして、去年の暮あたりから、あるいは秋あたりから動き始めたという方もいらっしゃると思います。そうすると、その方は1月から7月という営業利益で比較するということができないわけですから、この網から漏れてしまうんですね。そういった点を考えますと、この検討対象する期間というのを後からでも見直すという考え方があってもいいんじゃないかというふうに思います。

○議長（小安博之君） 藤乗議員、簡潔にお願いします。

○8番（藤乗一由君） ですから、その辺のところを考えまして、もし町としての微力ながら救いの手をいうことであれば、後から検討、枠を広げる。縮めるというのは非常に問題があると思いますが。

○議長（小安博之君） 質問を早くお願いします。

○8番（藤乗一由君） というのもあり得ないかな、その辺のところについて、お考えと今後の展開についてどのように考えるかお聞きしたいと思います。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。答弁願います。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、今、藤乗議員から3点ほど質問がありましたので、まず1点目の400件の店舗数、この根拠でございますが、こちらにつきましては、2016年の6月時点の中小企業庁の発表によります中小企業、あるいは小規模事業者の現在活動している調査件数ということで、こちらのほうが正式に中小企業庁の発表されておまして、こちらが一宮町における店舗数で約400件と発表があります。こちらを基に、うちのほうは見込みとして400件を見ているところでございます。

なお、その業種におかれましてはどういったものがあるかということでございますが、こちらにつきましては、中小企業法におかれます、こちらが業種というものを定めております。その中では卸売業、そしてサービス業、小売業、そしてその他製造業、建設業、運送業、その他個人事業主という形でくくられております。そのほかには、やはり今回のコロナウイルスの感染拡大によりまして、海岸通りにおかれましてサーフショップをはじめ、飲食店もそれぞれが大きな減収を受けていると。ですので、こういった中小企業の中のこの枠組みの中でそういったところも含まれているというところでございます。

あと、2点目の対象となる事業所でございますけれども、こちらについては今、これから県の受付も昨日から実際に始まったと、今後うちのほうにおかれまして要綱等を定めて、どの事業所を対象にするかということでもあります。しかしながら、今考えているところでは、実際に事業形態が一宮町にある事業所を、こちらを拾っていこうというふうに今、検討しているところでございます。

そして、3点目の対象期間ということで、1月から7月までというようなことであります。今それこそコロナの感染によりまして事業が減収しているのがこの3月から4月、5月にかけてだと思います。今、県の中でも、これについては前年の1月から7月で、あと、今このコロナの影響を受けている任意月、例えば一番落ちている4月の減収が大きかったということであれば、前年の4月とあと今年の4月を比較しまして、50%以上減収が落ちているところに今回は対象となるというような仕組みとなっております。ですので、あくまでもこの減収が多いところで比較として企業に対して支援をしていくというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありませんか。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） その3点目なんですけれども、一宮の場合、この400と挙げた中で、夏場を主たる営業利益を上げるという活動の方も恐らく結構いらっしゃる可能性がある。といいますのは、一宮でも花火大会ですとか、海水浴場ですとかといったような祭りもありますし、そういうシーズンに向けてということで営業活動が活発で売上が上がるという方の場合、7月までというのが結構漏れてしまう可能性があるんじゃないかということ念頭において質問したわけですね。ですから、場合によっては、これを7か月に区切らないという考え方もあるかと思うという意味なんですけれども。

○議長（小安博之君） 答弁求めますか。

（「そうですね」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） これから夏に向けて、やはり7月、8月以降というのは多くの利益減収があるかと思えます。しかしながら、今はうちのほうは県のその対象となった部分、要するに、県が対象となった事業者に対して併せて町独自で上乘せするというような形がありますので、今の時点についてはこの7月、県に準じて7月までというようなことで考えております。

なお、今後について、また先行きどうなるか分かりませんが、2回目、やはりそういった部分がでるか検討していく余地はあると思えます。

以上です。

（「議長、提案要望として」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 質疑だけでお願いします。質疑以外は受け付けません。

（「賛成するためのことと私はあらかじめ申し上げましたので、反対する意図はございませんで」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） どうぞ。

○8番（藤乗一由君） それでは、一宮と千葉県では、千葉県の一部なんですけれども、やはり異なります。一宮独自の事情にもうちょっと実情をきちんと把握していただいて、対応を県に必ずしも合わせなければいけないということはないと思えますから、対応を検討していただきたいと思えます。お願いします。

○議長（小安博之君） 川島副町長。

○副町長（川島敏文君） すみません、1点答弁を訂正させていただきたいんですけれども、400件の根拠に関する答弁でございますが、一応400件というのは経済センサスで把握している一宮町の中小企業が約800件で、県の制度に準じてということですので、県では県内中小企業12万社のうち売上が50%以上落ちているところが六、七万社あるんじゃないかという見立てでこの制度設計をしております。ですから、要は50%から50%ちょっとぐらいの割合の企業が売上半減しているだろうということですので、一宮町では800件の中小企業に50%掛けますと400件になるので、おおよそ一宮で同様の施策を講じると対象になる中小企業が400件ではないかと、そういう制度設計になっております。

○議長（小安博之君） 馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の3点目のご質問ですけれども、今、田中課長のほうからも答弁申し上げましたが、当面の制度設計としてはこの形でまずはスタートしまして、今後の状況については私どもとしてそこにはしっかりと手当を考えていきたいというふうに思うところであります。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありますか。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 質問でございます。

実はこの給付金、非常に賛成する立場なんですけど、ただ、給付の仕方が分からない。これは要するに、障害者であったり高齢者であったり、要支援者への対策なんですけど、そういう対策への町としては支援、要するに給付の仕方が分からない人にはどんな対策を立てているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。それは確認の意味なんですけど、国から出ますこの給付金10万円、その書類等の郵送の時期はいつになるのか、そしてまた、その現金の給付はどれくらいの時期になるのかを教えてくださいたいなと思っています。

以上です。

○議長（小安博之君） 渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、袴田議員のご質問にお答えします。

そういった要支援者の方については国からのQ&Aとかを見ると、後見人さんとか、あと、事によっては地域の民生委員さんとか、そういった方々が一緒に支援して該当の申請をできることになっておりますので、その辺は町のほうに、企画課のほうに相談していただければ、1件ごとに相談のほうを対応したいと思います。

あと、この給付金のスケジュールですが、本日午後からにでも発表させていただこうと思ったんですけども、申請書を世帯主の方、約5,500世帯の方々に郵送を行います。これが早かったら5月16日ぐらいから順次郵送しますので、届くはずでございます。届きましたら、申請書のほうに内容を記入していただきまして、指定する口座名とかを記入していただいて、本人を確認する証明書とその口座の預金通帳の写し、番号が分かるもの、そちらのほうを添付していただいて、中に同封されております返信用の封筒がございますので、その封筒に入れて返信していただくということで、それが1つ目の方法です。

2つ目の方法としましては、インターネットを介しまして、いわゆるマイナンバーカードをお持ちの方に限ってしまうんですが、電子申請ができることとなります。そちらですと本人確認が必要なくなりますので、その手間がなくなるということで、それで申請のほうもできます。申請の受付につきましては、5月18日から受付をしたいと思っております。

また、どうしても、要は今回のこの給付の事務については非接触で行うことということで国のほうから方針が出されているところなんですけど、どうしても受け付けしたいと、持ってきたという方については、受付窓口のほうも用意してございます。こちらは5月19日から保健センターの1階で窓口は開設しますので、こちらはどうしてもという方だけになりますけど、受付のほうをさせていただきたいと考えております。

いずれにしても、町のほうとしましては、できるだけ町民の皆さんに迅速に的確に早く給付金をお渡しできるように努めてまいりたいと存じますので、ご理解のほうよろしくお願いたします。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありませんか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 4番、大橋です。

まず、これはまだ決まっていなくて、今日決めるんですよね。それで、まず国の支給が今の説明だと目標的にいつから支給したいという、そのあれが示されていないですが、いつからまず支給するつもりで予定を組んでいるか。それと、もう一つは、災害対策事業の中で段ボールの仕切りを購入するという予定になってはいますが、ここでベッドは購入しないのか。

それと、実は私のところに町民の方から連絡がありまして、馬淵後援会の折込が入りましたよと。それで、これ、10万円の支給がここで決めたような内容で提示されているけれども、これは決まったんですかという、そういう声を聞いたもんですから、今日決まりますよという説明をしましたら、この内容を見るとあたかも決まっているような説明であると。それで、

なおかつ議会が承認すればというところが掲示されていて、これだと議会に対する強要じゃないかと。この選挙モードに入っている中で、こういう表現の仕方は非常に問題があると。これを議会のほうではそのまま簡単に通過させてしまっているのか、そういう声がありましたので、私はこの支給は大賛成で、もっと増やしてもらいたいと思っておりますが、やり方に問題がないかと。あと、新聞にもまだ決まってないことを報道していると、そういうことも問題があるので、その辺を議会としてもどう思っているのか、その辺を討議してほしいと、そういう声がありましたので、よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 大橋君、最後の質問は誰に対する質問ですか。

○4番（大橋照雄君） 議会のほうに質問なんです。

○議長（小安博之君） 議会に対する質問ですか。それはないです。

じゃ、今までのところ答弁できますか。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） 大橋議員の1点目のご質問でございます特別定額給付金の支給の時期ということで、支給予定としましては、先ほど申しました申請のほうを5月18日から順次受けますが、その後、うちのほうでその内容の審査、確認をしなきゃいけないので、間違えて振り込んでしまうといけないので、その辺の確認等を行いまして、その後、銀行を介しまして指定の口座のほうに振替依頼を行います。大体それが5営業日ぐらいかかるんじゃないかということで今、銀行のほうから言われておりますが、大まかな予定としましては、早い方で5月下旬以降となるというふうに予想しております。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに答弁。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） 災害用のベッドは段ボールベッドのことだと思うですけども、これにつきましては、ちょっと今手元に資料がないので今現在、町に幾つあるかというのは把握していないんですが、このコロナ感染症の対策として取り急ぎ何か災害、ここのところ昨日、一昨日、その前も地震があったりしましたので、まずはその仕切りができるようなものを先に購入しようという考えでおります。ベッドについては、また今後検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(小安博之君) 以上で、本臨時会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年度第2回一宮町町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午前10時40分